

三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会

第3回輸送交通専門委員会

書面決議



令和2年5月

目 次

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会第3回輸送交通専門委員会

【報告第1号】

輸送交通専門委員会委員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【報告第2号】

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の開催について・・・・・・・・ 2

【議案第1号】

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会輸送計画（案）・・・・ 3

【議案第2号】

三重とこわか国体亀山市競技会場管理運営要綱（案）・・・・・・ 4

【参考資料】

資料1

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会輸送交通専門委員会
委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

資料2

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則・・・・・・・・ 8

資料3

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会規程・・ 13

報告事項

輸送交通専門委員会委員の変更について

輸送交通専門委員会委員の変更について、次の通り報告します。

【令和2年5月20日現在】

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
三重交通株式会社 中勢営業所 所長	内山 宜哉	山本 大介
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 四日市国道医事出張所 出張所長	林 美徳	森下 義
三重県鈴鹿建設事務所 副所長兼保全室長	飯田 充孝	中西 良久
三重県鈴鹿地域防災総合事務所 県民防災課長	坪井 政人	坂本 隆弘
亀山警察署交通課 課長	青木 伸司	前川 浩希
亀山市産業建設部土木課 課長	宮崎 伸二	服部 政徳

三重とこわか国体競技別リハーサル大会の開催について

三重とこわか国体の開催に備え、県の「第76回国民体育大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「亀山市競技別運営基本計画」に基づき、国体における競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国体に対する関心を高め、理解を深めるため、県、競技団体及び関係機関と協力して、競技別リハーサル大会を開催します。

<開催概要>

○軟式野球

大会名称：第42回東日本軟式野球大会（1部）

開催期間：令和2年5月30日（土）～31日（日） 2日間

会場：西野公園野球場

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月3日（金）に中止が決定しました。

○ウエイトリフティング

大会名称：内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウエイトリフティング選手権大会
レディースカップ第12回全日本女子選手権ウエイトリフティング選手権大会

開催期間：令和2年11月22日（日）～26日（木） 5日間

会場：西野公園体育館

議

案

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会輸送計画（案）

1 目的

三重とこわか国体亀山市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、三重とこわか国体亀山市輸送交通業務実施要項に基づき、輸送計画を作成する。

2 輸送

大会関係者及び一般観覧者の輸送は、原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて輸送を行う。

3 駐車場

- (1) 大会関係者等の駐車場は、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に臨時駐車場として使用できるスペースを確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、大会関係車両等に対し事前に駐車許可証を交付する。
- (3) 大会関係者及び一般観覧者が周辺の道路等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

4 その他

本計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

三重とこわか国体亀山市競技会場管理運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、三重とこわか国体亀山市開催競技会（以下「競技会」という。）における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、または入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「会場」とは、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場ならびに練習会場の施設（休憩所、通路、売店、駐車場等の関連施設を含む。）および敷地をいう。

（管理運営者）

第3条 この要綱に基づく会場の運営管理者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

（業務の処理）

第4条 この要綱に基づく権限に属する業務の処理は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実施本部および実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

（持込禁止物）

第5条 会場に、次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 銃器類
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他有害物質
- (4) 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- (5) 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- (6) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- (7) 塗料類（ペンキ類）
- (8) スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- (9) 無線通信機器（携帯電話、PHS等の携帯端末を除く。）
- (10) 酒類（土産品を除く。）
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬および介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、拡声器、楽器その他これらに類する大きな音が出る物

- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型または大量の荷物
- (16) その他入場者等に迷惑および危険を及ぼし、または競技会の運営および進行を妨げるもしくはそのおそれのある物

(禁止行為)

第6条 会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 立入りを制限または禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観客席等へ物を投げ入れ、または発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損もしくは破損し、またはみだりに操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、もしくは挑発し、または入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 面会を強要しまたは会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で、喫煙またはごみその他の汚物を廃棄すること。
- (8) 飲酒すること。また、アルコール等により酩酊した状態で入場し、または入場しようとする事。
- (9) 所定の場所以外への車両もしくは自転車を乗り入れ、または所定の場所以外に駐車もしくは駐輪すること。
- (10) 電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- (11) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布または掲出すること。
- (14) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会または喧騒にあたる行為をすること。
- (15) 会場に正当な入場券を所持せず入場し、または入場しようとする事。(入場券を不要としている場合を除く。)
- (16) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (17) 撮影を制限し、または禁止した区域で写真もしくは映像を撮影すること。
- (18) 会場内のドローンでの写真もしくは映像を撮影すること。
- (19) その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそのおそれのある行為をすること。

(遵守事項)

第7条 会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDカードは明確に見える場所に必ず着用すること。
- (2) 入場券、本人確認書類等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (3) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

(4) 手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに応じること。

(5) 指示された場所において観覧し、職員等から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

(入場の制限等)

第8条 会長は、この要綱に違反した者、あるいは、職員の指示に従わない者に対しては、会場への入場を拒み、または退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

2 会長は、競技会場が満席となった場合その他の競技会の安全な運営のため必要と認められる場合は、入場制限を実施することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

參考資料

三重とこわか国体・とこわか大会亀山市実行委員会
 輸送交通専門委員会委員名簿

敬称略、順不同

委員会役職	所属機関・団体	役職	氏名
委員長	公益社団法人 三重県バス協会	専務理事	青木 周二
委員	一般社団法人 三重県タクシー協会北勢支部		早川 友二
委員	三重交通株式会社 中勢営業所	所長	内山 宜哉
委員	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	出張所長	林 美徳
委員	三重県鈴鹿建設事務所	副所長兼保全室長	飯田 充孝
委員	三重県鈴鹿地域防災総合事務所	県民防災課長	坪井 政人
委員	亀山警察署交通課	課長	青木 伸司
委員	亀山地区交通安全協会	事務局長	村澤 尚
副委員長	亀山市産業建設部用地管理課	課長	村山 成俊
委員	亀山市産業建設部土木課	課長	宮崎 伸二
委員	亀山市防災安全課	課長	鳥喰 教義
委員	亀山市消防本部消防総務課	課長	豊田 達也
委員	亀山市消防本部予防課	課長	豊田 賢治

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員、委員、顧問である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員、委員、顧問に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会のそれぞれの名称並びに三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
ただし、専門委員会に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議決は、出席専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は、説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、

専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは、「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成31年1月31日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	委 任 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。